

臨時総会議案書

作成日 令和 6年 2月 15日

議案事項

PTCA規約(案)の改版について

PTCA活動の質維持のためPTCA会費の変更をさせていただきたく2024年4月1日付で規約内容を以下の通り変更いたします。

第9条1項

一世帯について月額250円の会費を月額300円に変更

起案の背景

PTCAの活動は加入されているご家庭よりお預かりしている会費にて運営を行っております。児童数並びに家庭数の減少、購入する物品などの価格高騰により現状の会費（250円/月・2,750円/年）ではPTCA活動の質の維持が難しくなっているのが現状です。そこで、来年度の予算策定にあたり、令和6年度以降の年会費を300円/月・3,300円/年（8月は未徴収）に値上げすることをご承認いただきたく、令和5年度PTCA臨時総会を実施する運びとなりました。

以上